

七 契約文書

岸本 美緒

総説

本稿では、民間の取り決めに証するいわゆる「契約文書」の諸例を扱う。近代以前の中国では「契約」という二字熟語はあまり用いられていないが、「契」「約」「契摠」「字」「合同」など、さまざまな名称で呼ばれる民間文書が大量に作成された。その機能は——近代以前の漢語の「契」「約」と現代的「契約」観念との相違は少なからぬ研究者によつて指摘されているもの——、今日でいう「契約文書」と大きく重なりあっていたと言える。これらの文書は、不動産の売買契約をはじめとして、小作関係、金銭の貸借、業務の請負、人身売買、合資経営、財産分割、などから義兄弟の契りに至るまで、生活のさまざまな局面で作成された。それらの取り決めは、必ずしも整然とした法的体系をなしておらず、いわば合意の存在するところ、随意に結ばれるものであったため、その種類を整理して示すことは難しい。ここでは、中国社会の特質を比較的よく表すと思われる若干の文書例を便宜的に選り、解説することとしたい。すなわち、土地絶買文書、家屋典売文書、典妻（妻の質入れ）文書、投主（身売り）文書、分家書、合資文書、である。売買などの取り決めを示す文章は、周代の金文（青銅器に鑄込んだ文字）や漢代の墓の副葬品としての買地券（その墓が被葬者の購入したものであることを石板などに記した証書）などにも見られる。敦煌石窟で発見された文書のなかには、

唐代から北宋初期の契約文書が数百点存在し、古代の契約の内容や書式を示している。本書で扱う宋代から清・民国初期に関していえば、契約文書の書き方は、少数民族地域などを除き、中国全土でかなり類似している。本稿では、明末から清代の契約文書を取り上げる。

中国の契約文書の研究は、もともと実務的な関心から始まった。一九世紀末の日本の台湾領有以後、臨時台湾旧慣調査会が行った調査のなかで大量の契約文書が収集され、その後民国期における各種調査においても、民間の契約ないし契約文書は関心の対象となった。しかし歴史研究という観点からいうと、民間の文書である契約文書への関心は比較的遅く、二〇世紀半ばころまでは、法制史の立場から日本の仁井田陞氏などが、また社会経済史の立場から中国の傅衣凌氏などが先駆的研究を行うにとどまった。二〇世紀後半、中国契約文書の研究は次第に増加し、特に同世紀末からは中国・台湾における大量の契約文書史料の整理・出版が陸続と行われて、資料集や関連の研究は到底挙げきれないほどである。宋から清代の契約文書に関する文献は、日本語・中国語・英語・韓国語のものを合わせて収録した小川快之編「宋―清代法秩序民法関係文献目録」(大島立子編『前近代中国の法と社会 成果と課題』東洋文庫、二〇〇九年)にリストアップされているので、参照されたい。なお、日本語で書かれた清代契約文書の読解指南書としては、臨時台湾旧慣調査会の調査の副産物として作成された『契字及書簡文類集』(一九二六年、『清代契約文書・書簡文類集』と改題して一九七三年に汲古書院より影印復刊)があり、多様な契約文書の実例を返り点、送り仮名付きで集成すると同時に、詳細な語釈を付している。

このような状況のなかで、二一世紀に入ってから中国契約文書の歴史的研究は、単に各地の契約文書を収集整理するというに止まらず、いくつかの新しい動向を示しているように思われる。第一に、一般の土地契約文書ではなく、従来あまり扱われてこなかった特色ある契約文書群、たとえば貴州の山林経営関係文書や北京の水売買の権利に関する文書などに着目して、そこに見られる契約関係の独自の特質を解明しようとする方向である。第二に、契約文書に

含まれる特定の情報、たとえば女性の地位などに注目して、ある課題の解明の史料として契約文書を——しばしば定量的に——利用するという方向である。第三に、特定の家族ないし家族群に着目して、当該家族関連の文書を網羅的に検討するなかからその歴史を描き出そうとする事例研究である。そして第四に、契約そのもののみならず契約に伴う民事的紛争やその解決も含めて視野に入れつつ、契約をめぐる当時の人々の認識の幅やゆれを考察しようとする方向である。このような多様な方向を持つ具体的な契約文書研究と同時に、中国の「契」「約」と現代的「契約」観念との相違や、法秩序における国家と民間の役割といった大問題についても、改めて議論が行われている。こうした諸問題については、本稿で詳しく述べることはできないが、解説のなかで適宜触れることとしたい。

一 不動産関係文書

1 土地絶買文書

【解題】

総説で述べたように、近代以前の中国で「契」「約」などの語で表される取り決めの範囲は極めて広範であるが、宋代から清代にかけて、「契」という語で人々がまず思い浮かべるのは、不動産売買文書、なかでも農地の売買文書であったといえよう。というのも、土地は直接経営のみならず、小作料収入という観点から見ても、最も安定した投資対象として求められていたからである。土地売買契約書は、土地所有を証する最も重要な書類であり、大切に保存された。二〇世紀の土地革命の過程で膨大な不動産関係文書が破棄されたとはいえ、現在残る契約文書類のなかで大多数を占めるのも、土地売買文書である。

唐代の均田制の時代には、少なくとも法制上は土地の自由売買は禁止されていたが、八世紀の両税法施行によって、

所有土地の面積に応じて土地税がかけられるようになると、それに伴い、土地売買も自由化された。宋から清代にかけては、民間の土地売買が活発に行われた時代であった。ただしそれは、国家が私人の土地所有権を積極的に定め保護するというよりはむしろ、なし崩し的に進行する土地売買を追認するという形で自由化であったことを忘れてはならない。すなわち、売り手と買い手が自由意志で合意しているならば、公共の秩序を害しない限りでそれを追認するということである。そのため、役所での土地登記といった国家的公証制度は発達せず、契約文書作成に際して親戚・知人が集まり、宴会を開き、契約文書に署名して証人となるといった形で、民間の人々が公証機能を担った。国家が土地売買に関わるのは主に、売買に伴う土地税の名義の移転と、また土地をめぐる争いが起こった場合の裁判とにおいてであった。

中国の土地売買の「自由さ」は、排他的・絶対的・所有権の觀念に基づくというよりはむしろ、当事者の合意に基づくさまざまな形の取り決めや社会的慣行がゆるやかな形で容認されていたという点に存する。そのなかには、いわゆる排他的・絶対的・所有権と抵触するような慣行も存在し、それをもって中国の所有や契約のあり方と今日の契約・所有觀念との違いを強調する研究者もいる。たとえば、中国の不動産売買においては、大きく見て、①絶売すなわち完全に売り切る売買と②典売すなわち将来の回贖（原価での買い戻し）を認める形での売買という二つの方式があるが、この両者はいずれも売買の一種としてとらえられる。典売の場合、売り手が原価による回贖を要求しなければ、買い手はその土地を実質的に所有し続けることができるが、その土地には売り手の回贖権がいつまでも付着することになるのである。また、同じ土地について、①田底すなわち小作料を取る権利と②田面すなわち耕作・収益する権利とが多重的に存在し、それぞれの所有者が他方と無関係にその権利を売買し得る、いわゆる田面田底慣行も明末以降広範に見られた。この慣行も、中国の所有権の特質を示すものとして、従来注目されてきたものである。これらの慣行を本稿で全面的に扱うことはできないが、次項では典についてやや詳しく解説することとする。

なお、本稿のうち、「史料Ⅰ」「史料Ⅱ」「史料Ⅵ」として紹介する文書は、いずれも東京大学東洋文化研究所所蔵のものである。同研究所には、清代・民国期の契約文書約三千件が所蔵されており、それらについての紹介・解説が、濱下武志他編『東洋文化研究所所蔵 中国土地文書目録・解説』上・下（東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、一九八三年、一九八六年）においてなされている。同研究所所蔵の契約文書の収集過程は多岐にわたるが、同研究所が古書店から購入したもののほかに、旧東亜研究所の収集に係り戦後東京大学社会科学研究所の内田力蔵氏・古島和雄氏の保管を経て一九八〇年に同研究所に移管されたものかなりの部分を占め、さらに仁井田陞氏をはじめとする個人の寄贈を受けたものもある。それらの文書群について、詳しくは同書を参照されたい。

【史料Ⅰ】 書影 10

「道光十六年嘉興県陸門金氏杜絶売契」（東京大学東洋文化研究所所蔵）

① 原文

* 割註の形で複数行になっている箇所は「 \sim 」で示した。改行のある箇所は「 \sim 」で示し、空白の部分は◇とした。以下同様。

立杜絶賣契陸門金氏、全孫（茂忠／炳忠／五觀）、今因正用、情愿央中將自己祖遺坐落嘉邑白五中十一庄月中字圩號内水田柒畝陸分正、憑中杜絶賣與／懷◇處爲業。三面議定、得受時值田價紋銀陸拾伍兩正、當日立契、一色現銀收足、並無準折等情。其田不瞞親房上下、並非公膳祭產、倘有人言、賣主自行理直、不涉得業之事。自賣杜絶之後、任從過戶辦糧、收租管業、造墳蓋屋、不贖不加、永斬葛根。兩相允洽、各無異言、恐後無憑、立此杜絶賣契爲證。

計開四至 東至 西至 南至 北至

今隨契内杜絶田價紋銀一併收足（紋銀庫平色／收票不另立）

道光拾陸年 七月 日立杜絶賣契陸門金氏全孫（茂忠（十）炳忠（十）五觀（十））

居間 金天慶(押)

金懷德(十)

顧鯨飛

吳藹人

代筆 王水齋(押)

計開佃戶

李芳周 水田壹畝陸分五厘 額正租米二石壹斗七升

徐才元 水田二畝二分五厘 額正租米二石陸斗二升

兪景山 水田參畝柒分正 額正租米肆石陸斗二升五合

計交原印契壹紙

其糧在白五中十一庄月中圩陸禹嘉戶下、今推與懷處本年完辦、併照。

② 訓讀

杜絶賣契を立つるの陸門金氏、全孫(茂忠・炳忠・五觀)、今、正用に因り、情愿して中に央り自己の祖より遺せる坐落嘉邑白五中十一庄月中字圩號内の水田柒畝陸分正を將て、中に憑りて杜絶して懷處に賣與し業と爲さしむ。三面議定し、時值杜絶田價紋銀陸拾伍兩正を得受し、當日立契して、一色現銀をば收足す。並びに準折等情無し。其の田は親房上下を瞞かず、並びに公膳祭産に非ず、倘し人の言ふ有らば、賣主自ら理直を行ひ、得業の事に涉らず。賣りて杜絶して自りの後、過戸辦糧・收租管業・造墳蓋屋に任從す。贖せず加へず、永く葛根を斬る。兩相允洽し、各々異言無し。後に憑無きを恐れ、此の杜絶賣契を立てて證と爲す。

計開四至 東至 西至 南至 北至

今契内に随ひて杜絶田價紋銀を一併にて收足す（紋銀は庫平色、收票は別に立てず）。

（年月と署名、佃戸名は省略）

原印契壹紙を計交す。

其の糧は白五中十一庄月中圩陸禹嘉戸下に在り。今懷處に推與して本年完辦す。併せて照す。

③ 語釈

〈杜絶賣契〉回贖（原価での買い戻し）に関する条項を付けず、完全に売り切る（絶売）形の契約書。次項で扱ふ典売（回贖条項付きの売買）と対比されるもの。〈陸門金氏〉陸家に嫁いだ金氏の女性をこのように称する。〈正用〉正当な用途。〈央中〉「中」はここでは「中人」のこと。「央」は「頼む」の意。中人は売買の仲立ちをし、問題が起こつた場合は証人の役割も果たす。憑中も同じ。この契約書では、署名欄の「居間」の人々がこれに当たる。金氏の人物が二名見えるのは、立契者の実家の関係者であろう。〈圩〉堤で囲んで周囲の水路に排水することで造成された田。江南デルタなど低湿地に多く見られる。「月中字」とは、この圩につけられた地番。〈柒畝陸分正〉七畝六分ちょうどの意味。一般に契約文書では、改竄を防ぐため、数字は大字で書く。一般に用いられている一から十までの字は「壹、貳、參、肆、伍、陸、柒、捌、玖、拾」である。〈懷處〉買い手の名前が記される場所で、敬意を示すため擡頭（改行して行頭に置くこと）されている。この場合は、懷氏の家に売られているため、「懷処」となっている。〈業〉不動産のことを「産業」というが、土地や家屋自体というよりは、運営収益の側面に力点を置いた語である。後半に出てくる「収租管業」も、租（小作料）を取って土地経営を行うことをいう。〈三面議定〉契約文書の常用句で、売り手・買い手・中人の三者が合議することをいう。〈紋銀〉銀の品位で最上位のものをいう。当時、銀は硬貨の形ではなく、銀塊の形で、品位と重量を量って用いられていた。〈準折〉借金返済の代替として貸し手が借り手から家畜や不動産、妻子などを取り上げること。明清律の戸律・錢債「違禁取利」条では、勢力のある家が官に報告せず無理やり準折を行

うことを禁止している。「準折等情」がないとは、売り手の自由意志であることを示す文言。「不瞞親房上下」親族の了承を得ている、との意。土地の売却に当たり、親族に先に打診し、親族で購入を希望する者があればそちらに売らなければならないといういわゆる「先買」の慣行は、中国で広く見られたものである。この文言のみでは先買慣行が存在したかどうかはよくわからないが、親族との権利関係は土地紛争の原因となりやすいため、このような文言が入られている。「公膳祭産」一族の共有の土地を指す。膳田とは分家（後述）の後も老親を養うために共有部分として取り除けておく養老田のことである。祭産は、祖先祭祀の費用を得るための一族共有の不動産である。共有財産を一部の子孫が勝手に売ることがはしばしば見られ、紛争を引き起こしたため、ここでは共有財産ではないことを保証している。「過戸辦糧」土地税の名義を書き換えることを「過戸」という。辦糧は納税の意。「不贖不加」絶売の場合は、典売と異なり、元の売り手の原価による買い戻し（回贖）は行えない。また、典売の場合は、追加の代金を支払って絶売に変更することができるが、もともと絶売の場合は追加代金を支払うことはない。「不贖不加」はその原則を確認する文言である。ただ実際には、絶売の後にも売り手が買い戻しや追加代金を要求して紛争になることがあり、買手側も少額であれば追加代金を与える場合が多かった。「計開四至」四至とは、土地の所在を示すため、東西南北の境界を記すもの。「四址」と書かれる場合もある。この契約書では省略されているが、「某々の田」「官河」など、所有者や水路などが書かれる。計開とはリストにして書き出すことをいう。「庫平」銀を量る秤の種類。納税の際などに用いられる。同じ一両でも、秤によって重さが若干異なるので、秤についても記載する。「原印契」印契とは、官印を捺した契約書。原印契と言っているのは、売り手の陸家が前の所有者から買った時の契約書で、陸家の所有権を証明する機能を持つ。新しい売買に際しては、売り手は以前の契約書も併せて買い手に渡し、所有権が完全に買い手に移転したことを示す。

④ 和訳

杜絶売契を作成する陸門金氏、及びその孫（茂忠・炳忠・五観）は、今、正当な用途〔で金が必要であること〕に因り、自ら願って中人に頼み、祖先が残した自家の財産である嘉興県白五中十一庄月中字圩号内の七畝六分ちようどの水田を、中人に依頼して懐氏に絶売して、その財産とさせる。三者が合議し、時価に照らし杜絶田価の紋銀六五両ちようどを受け取り、即日契約書を作成して均質な種類の銀魂を全額領収した。準折などの事情は一切ない。

その田は親族の了承を得ており、一族共有の養老田や祭祀用の田でもない。もし異論を唱える人がいるならば、売り手が自ら対処し、買い手に迷惑をかけることはない。絶売して後は、「買い手が」名義書き換えと納税、小作料徴収と土地経営、墳墓や家屋の建設などを行うに任せる。買い戻しや追加代金の要求は行わず、永遠に紛糾の根を断ち切る。互いに満足しており、双方とも異論はない。後の証拠となるものがないといけないので、この杜絶売契を作成して証拠とする。

すなわちその地は、東は……まで、西は……まで、南は……まで、北は……までである。

今、契内〔の価格〕通り、杜絶田価紋銀を全額領収した（紋銀は庫平色で、領収書を別に作成することはしない）
（年月と署名、佃戸名は省略）

もとの売買の官印つき契約書一枚を渡す。

この土地の税は、白五中十一庄月中圩の陸禹嘉の戸の名義となっていたが、懐氏の名義に移し、本年の税はすでに完納してある。併せて証明する。

【解説】

本文書は、浙江省嘉興県の懐氏に関わる一群の文書の一つで、作成年次は道光一六年（一八三六）である。縦五九・〇センチメートル、横五〇・五センチメートルほどの紙に、比較的端正に書かれている（書影10参照）。まず、文書の

内容を簡単に解説する。

最初に「杜絶売契を立つる某々」とあり、契約の種類と立契者を記す。この場合、たまたま立契者は女性であるが、夫やおそらく息子夫婦も亡くなり、残された孫が幼いため、男の孫たちと連名で立契者になっているものである。本稿の他項の契約書でも見られるように、一般には家長（同居する家族のなかで世代が高く年長の男性）の名前を単記することが普通である。

「今、正用に因り」とは、土地売却に至った理由を示すもので、「正用」といった漠然たる言い方が多いが、「親の葬式の費用のため」あるいは「土地税が払えず」などと、より具体的に書いてある場合もある。「情愿して中に央り」以下「七畝六分正」までは売り出す土地についての説明で、所有の由来、位置する場所、田土の性質（ここでは「水田」、面積が記される。

「中に憑りて杜絶して懷處に賣與し、業と爲さしむ。三面議定し、時値杜絶田價紋銀陸拾伍兩正を得受し、當日立契して一色現銀をば收足す」の部分が、契約の中心部分で、買い手の名と価格を記す。社会経済史の観点からは、土地の価格や用いられる貨幣の種類などを記すこの部分が、関心の中心となる。買い手の名が空欄になっている契約書もかなり多く、それは、契約書を持つている者が所有者ということ、書く必要がないと考えられたものかと思われる。以下は、契約が自由意志に基づくことを確認し、物件の権利関係に問題がないことを保証し、紛争時の解決を担保する文言で、各種の契約文書に共通する型通りの文章である。これは、絶売の文書であるので、「贖せず加へず、永く葛根を斬る」など、売り手と土地との関係が完全に切れることを強調する文言がある。ただし、絶売と典売との境界は往々にして曖昧で、語釈で述べたように、絶売の後にも売り手が回贖や追加代金を要求する場合はしばしばあった。末尾（道光拾陸年）以下）には、日付、及び立契者、仲介者（居間）、代筆人の名が記される。名前の下のサインは花押の場合もあるが、非識字者の場合は十文字や○で代用することもある。この場合、売り手は女性と子供なので、お

そらく非識字者と思われ、十文字が用いられている（書影10参照）。付記としては、日付の右側にある「計開四至」の部分（ただしこの文書では具体的境界については空欄）、受け取った銀についての確認、佃戸（小作人）の名と耕作面積および租（小作料）額、売り手がもともとこの土地を買った際に元の所有者から取った契約書を本契約書とともに引き渡す注記、などがある。最終行は、契約書を書いた時点ではなく後に書き込んだものと思われ、土地税の名義書き換えの確認である。

【書式】

書式は、【解説】で述べた通りであるので繰り返さないが、立契者の名前／売却の理由／売却物件の説明／買い手に売り渡す旨の言明／価格／権利関係などの保証／紛争時の担保文言、という順序での書き方は、売買文書の基本となるものであって、地方的な差異はあまり見られない。

なお、本文書に捺されている朱印は嘉興県の官印（漢文と満文で「嘉興縣印」とある。書影10参照）であり、これは、不動産売買に伴う税（契税）を支払った際に捺されるものである。清代においては、時期によっても異なるが税率はおおむね三パーセントで、買い手の側が支払う。その際に、契税を支払った旨の官の証明書（契尾という）を契約書の後ろに貼り付け、契約書の価格の部分と契尾との接合部分とに官印を捺す。本文書の左側に割り印の一部が見えるのは、もともとここに契尾が添付されていたことを示している。価格の部分に捺すのは数値の改竄を防ぐためである。官印を捺した契約書を「紅契」といい、捺していないものを「白契」という。契税の納入は登記とは異なるので、官印を捺していないからといって契約書の効力がないということはない。ただ、官印があることによって、契約書の信用性（偽造でないことなど）はやや高まるといえるだろう。

【参考文献】

阿風『明清時代婦女的地位与権力——以明清契約文書・訴訟檔案为中心——』（北京、社会科学文献出版社、二〇〇九年）
白井佐知子「嘉興懷氏文書」（濱下武志他編『東洋文化研究所蔵 中国土地文書目録・解説』上、東京大学東洋文化研究所附

属東洋学文献センター、一九八三年所収）

楊国楨『明清土地契約文書研究』（北京、人民出版社、一九八八年。同修訂版、北京、中国人民大学出版社、二〇〇九年）

岸本美緒「明清契約文書」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収）

2 家屋典売文書

【解題】

前項で述べたように、前近代の中国の不動産売買については、絶売と典売との両者があるが、完全に売り切る形の絶売と異なつて、典売の場合は売り手が回贖（原価での買い戻し）を行うことができるとの条項がついていることが特色である。本項に挙げる文書は、家屋を典売する契約書であり、前項では土地絶売文書を挙げたが、むろん、絶売か典売かは売却する物件の種類とは無関係で、土地の場合にも家屋の場合にもそれぞれ絶売と典売がある。

典売は「典」「活売」とも呼ばれ、請戻しができるといふ点から「質入れ」と訳されることもあるが、現代の日本で一般に用いられる「質」の概念とは異なる。「質」の場合は期限を設定し、その期限までに返済ができないと「質流れ」となつて請戻しが不可能になる。それに対し、典の場合も同じく期限を設定するが、それは期限までは請戻しができないが、期限を過ぎれば元の所有者は永遠に請戻しが可能であるという意味である。生活に困窮して不動産を売際、売り手としては完全に手放すのではなく、資金繰りが付き次第買い戻すことを希望する場合が多い。従つて、絶売の場合よりもやや安い価格で典売する。一方、買い手の側は、典売の場合絶売よりもやや安い価格で不動産を入手

し、売り手が回贖しない限り、その不動産を所有不動産と同様に経営収益することができる。このような双方の意向が一致して、典売は広範に行われたのである。

しかし、典売された不動産は多くの場合、売り手の困窮のため回贖することができず、買い手から追加代金を取って絶売に変更することとなる。この追加代金は、理論上、もともと支払った価格と絶売の時価との差額となる。もし原価と追加代金の合計が時価より安いなら、売り手としては原価で回贖して時価で絶売する方が有利であり、一方その合計が時価より高い場合は買い手の方が支払いを拒否することができるからである。

絶売と典売とはこのようにはっきりした違いを持つが、契約文書の書き方が曖昧である場合や契約文書の真偽が問題になる場合もあって、絶売か典売かということは、不動産をめぐる紛争の主要な原因の一つとなった。

本文書に「合同」という名称がついているのは、そうした紛争を防止するという課題と関係がある。前項の契約書に見られるように、不動産売買の場合一般に、双方の権利義務を文書のなかに明示して双方が署名するという形を取らず、売り手の側が土地の移転を確認しそれに伴う保証を一方的に行うという形式を取ることが多い。従って、契約書を受け取り保管するのは買い手のみであって、売り手の側には契約書は残らない。それに対し、「合同」と呼ばれる契約書は、同様の内容を記した契約書を双方が保管するという点に特色がある。典売の場合も、一般的には合同でなく売り手のみが作成して買い手に渡す場合が多いが、典売においては買い手の側も売り手の回贖要求があれば回贖を許さなければならぬという義務が生ずるので、売り手の側でも契約書を保管しておくことが自らの回贖権を守る手段となるのである。東京大学東洋文化研究所蔵の蘇州の典売契はいずれも、合同契の形を取っており、売り手が作成して買い手が保管するものを上契、買い手が作成して売り手が保管するものを下契と呼んでいる。

【史料Ⅱ】 書影 11

「乾隆四十五年葉典与祝処合同契」(東京大学東洋文化研究所蔵)

① 原文

立尙典房屋連基地上契葉安素、爲因正用、憑居間(毛莘園/薛廷士/顧釐周/蔣廷章)等、將父遺市房壹所、坐落吳縣拾壹都念參畝南濠大街盧家巷南首、朝東門面出入、計柒進、共上下樓房參拾肆間拾披廂、又平披兩個、後門通王家巷、併隨房裝摺、議典與(祝處管業。三面議定、時值典價元絲足兌銀壹千柒伯兩整、內聽修理銀參拾兩、當日隨契一併收足、並無貨債準除。其房的係已產、並無門房上下有分人爭執及重疊交易、倘有等情、出產人理直、與得業者無干。其房言定柒週年爲滿、年滿之後、如有原價、任憑取贖。如無原價、仍舊管業、只贖不加。基地糧折隨產辦納。此係兩愿非逼、各無異言。欲後有憑、立此尙典房屋基地上契爲照。

隨契收足時值典房價元絲足兌銀壹千柒伯兩整(押) (內聽修理銀參拾兩正/砵馬陳瑞生曹平/東金伍兩/管家參兩)
乾隆肆拾伍年捌月 日 立尙典房屋連基地上契 葉安素(押)

居間 毛莘園(押) 薛廷士(押) 下略

計交原印契壹紙、回贖時歸還、又照。

計開四址(東官界/西小街/南何屋/北(屋)

② 訓読

尙典房屋連基地上契を立つるの葉安素、正用に因るが爲に、居間(毛莘園・薛廷士・顧釐周・蔣廷章)等に憑りて、父の遺せる市房壹所、吳縣拾壹都念參畝南濠大街盧家巷南首に坐落し、東に朝(むか)へる門面より出入し、計柒進、共(あ)せて上下樓房參拾肆間拾披廂、又た平披兩個、後門は王家巷に通するものを將て、房に隨ふ裝摺を併せて、議して祝處に典與して管業せしむ。三面議定せるの時值典價は元絲足兌銀壹千柒伯兩整、内に聽(き)す修理銀參拾兩、當日契に隨ひて一併して收足す。並びに貨債準除無し。其の房は的に已産に係り、並びに門房上下の有分の人の爭執するもの及び重疊交

易無し。倘し等情有らば、出産の無理直し、得業者に干する無し。其の房は言定して柒周年を満と爲す。年満の後、如し原價有らば取贖に任憑す。如し原價無くんば、舊に仍りて管業す。只贖するのみにて加へず。基地の糧折は産に隨ひて辦納す。此れ兩愿に係り逼るに非ず、各々異言無し。後に憑有らんことを欲し、此の尙典房屋基地上契を立てて照と爲す。

契に隨ひて收足せる時値典房價元絲足兌銀壹千柒伯兩整（押）、内に聽す修理銀參拾兩正、砵馬陳瑞生曹平、東金伍兩、管家參兩

（日付、及び署名は省略）

計交せる原印契壹紙は、回贖時に歸還す、又た照す。

計開四址 東官街／南何屋／西小街／北◇屋

③ 語釈

〈尙〉「合」字と「同」字を合成した字で、合同の意。同じ取引について複数の同内容の契約書を作り、各当事者が保管する形式の契約書。【解説】参照。〈基地〉敷地。〈市房〉房とは家屋のこと。「市房」は、都市区域に位置する家屋をいう。〈南濠大街〉蘇州城外西側の運河に沿った一帯で、城外ではあるが、全国から集まった物資の集散地として名高い繁華街であった。〈柴進〉「進」とは家屋の構造に関する語で、大型の家屋の正面から奥にかけて、中庭をそれぞれ間にはさんで建物が数列に平行して並んでいる場合、その中庭の数で「三進宅院」「四進宅院」などという。

〈裝摺〉窓や戸棚など建物の内装設備をいう。〈元絲足兌銀〉元絲銀とは、紋銀（前述）よりやや劣る純度の銀で、江蘇・浙江などで広く流通していた。元絲足兌銀とは、元絲銀と等価で交換できる品位の銀という意味だと思われる（他の契約書では「元絲九五兌」などの記載もあり、これは元絲銀との交換に際しての比率を示していると考えられる）。〈重疊交易〉二重売買。すでに売って他人のものとなった土地をさらに第三者に売って二重に価格を得る詐欺行為で律に禁止規定

がある。〈只贖不加〉回贖は認めるが追加代金は認めないという意味。〈糧折〉糧とは現物で納められる漕糧、折とは銀で納める税を指すと思われる。いずれも土地にかかる税である。〈砵馬陳瑞生曹平〉銀の秤についての注記。曹平は蘇州を中心に広く用いられていた秤で、庫平(前述)に比べやや一両の重さが軽い。砵馬とは秤の分銅のことで、陳瑞生という両替商の分銅に準拠するということであろう。〈東金〉〈管家〉いずれも不動産売買に際して関係者に支払われる礼金の類と思われるが不詳。

④ 和訳

合同典房屋連基地上契を立てる葉安素は、正当な用途のために、居間(仲介者)(毛莘圃・薛廷士・顧釐周・蔣廷章)等に依頼して、父の遺した都市部の家屋一所、「すなわち」呉県十一都二十三閘南濠大街盧家巷南端にあり、東向きの門から出入りする七進の構造で、あわせて上下二階建ての住宅の部屋数三四間、両脇の建物一〇棟、また平屋の脇棟二軒、後門は王家巷に通ずる住宅を、建物に付随した内装とあわせて、合議して祝家に典して運営させる。三者が合議して定めた時価の典売価格は元絲足兌銀一七〇〇両ちようどで、その内、「祝家が典買後にリフォームを行うための」修理銀の分として三〇両を減額し、当日契約書通りに全額あわせて受け取った。借財の代償として準折するといった事情は一切ない。

その家屋は確かに自身の財産であり、一族のなかで持ち分を持っている人々の紛争や二重売買といった事情も一切ない。もしこれらの事情があれば、出典者が対処し、承典者には関わりがない。その家屋は、七年を満期とし、満期の後は、原価を用意すれば買い戻しに応じる。もし原価がないならば、それまで通り経営収益する。回贖は可能であるが、追加代金の支払いは応じない。敷地にかかる漕糧と条銀は、家屋を保有している側が納める。これは両者の願望によるもので、強制ではなく、両者とも異論はない。後に証拠があることを願ひ、この合同典房屋基地上契を立てて証拠とする。

契約書通りに領収した時価の典房価格は元糸足兌銀一七〇〇両ちょうど(押)。(その内、修理銀三〇両ちょうどは減額する。分銅は陳瑞生、秤は曹平で、東金五両、管家三両)。

(日付、及び署名は省略)

もとの売買の官印つき契約書一枚を手渡すが、回贖時には返還する。あわせて証明する。

書き出した四至は、東は官街、南は何氏の住宅、西は横丁、北は住宅。

【解説】

本文書は、東京大学東洋文化研究所所蔵の蘇州周氏文書に含まれる乾隆四五年(一七八〇)の契約書である。契約に関わる用語や全体の構成などは、前項と重なる点が多いため、省略する。ここでは、本文書の特徴と思われる点につき、若干の解説を行う。

【**解題**】で述べたように、合同形式の契約書では上契と下契が作られるが、蘇州周氏文書では、上契と下契とがそろっているものが多い。本来この両者は保管者を別にするものであるが、それがそろっているということは、いったん典売された家屋が後に追加代金を取って絶売に変更された際、売り手の持つていた下契が買い手に渡され、それがセットになって保管されていたものと考えられる。実際、この典売が行われた翌年の乾隆四六年(一七八二)に作られた契約書で、この物件が絶売に変更されているのを見ることができ、そこでは「下契壹紙」が買い手の祝氏に渡されてゐる。

【書式】

書式についても、前項と共通するところが多いが、前項と異なる点を指摘しておく。

この契約文書は官印のない白契である（書影11参照）。日付の左側の付記に「計交原印契壹紙、回贖時歸還」とあり、売り手の持っていた元の売買の契約書は官印つきのものであったようなので、白契であるのは家屋だからではなく、典売の時点ではまだ契税を支払っていないということであろう。

本文書の左端の半分に切れた字は、「立裔典房屋上下契各執存照」と読める（書影11）。これは、契約を立てる際に、上契と下契とを重ねて書いたもので、両者を合わせてみることによって文書の真偽を判断する手がかりとなるものである。

なお、この文書では、居間として連記される人名が二七名で非常に多く、またその大部分が花押でサインをしている。「代筆」の人名が記されていないところからすると、立契者の葉安素が自分で契約書を書いたものと見られるが、なかなかの達筆である。こうした点にも、蘇州南濠という繁華街で大型の家屋を売る際の、農村とは異なる都市社会の様相を窺うことができよう。

【参考文献】

岸本美緒「蘇州周氏文書」（濱下武志他編『東洋文化研究所所蔵 中国土地文書目録・解説』上、東京大学東洋文化研究所付属

東洋学文献センター、一九八三年所収）

青木敦『宋代民事法の世界』（慶應義塾大学出版会、二〇一四年）

二 人身関係文書

1 典妻文書

【解題】

一般に、土地契約文書に比べて、人身に関する契約書は残存するものが少ないが、それは、所有者がはっきりしていれば永遠に利益が得られる土地と異なり、人の場合は、その人が死亡すれば契約書の意味はなくなってしまう場合が多いことによるのであろう。本項と次項では、それぞれ妻の典売の文書と自らの身売りの文書とを解説する。

妻を売って他人の妻にするという行為は、五倫の一つである夫婦関係を破壊するものとして、礼教的な観点から厳しく糾弾されるべきものであった。法律上も、明清律では、妻側の言動に非のない場合の売妻・典妻は明確に禁止されていた。関連の規定は三条ある。

第一は、戸律・婚姻の「典雇妻女」条であり、金を目当てに妻妾ないし娘に不正な婚姻をさせる夫や父など、主婚者の罪を問うことを主眼とするものである。

第二は、刑律・賊盜下の「略人略賣人」条であり、もともと他人を誘拐して売る人身売買業者の取り締まりに関わるもので、そのなかで「妻妾を売る」夫の行為が問題になっている。従ってここでは、妻や妾を他人の妻妾として売るというよりも、婢として売る場合が主に想定されている。

第三は、刑律・犯姦の「縦容妻妾犯姦（妻妾の姦通を容認する）」条であり、そのなかで「買休賣休（「休」とは「休書」すなわち離婚状の意であり、金を払って離婚状を書かせることをいう）」と言われる部分には、次のようにある。「もし財を以て売休買休し、合意の上で他人の妻を娶った場合、本夫本婦及び買休人は各々杖一百（杖とは大型の板で叩く刑罰）、婦人は「本夫・後夫とも」離婚させて実家に帰し、財礼は官に没収する。もし買休人が婦人とともに計画して本夫に強要して離婚させ、夫の側に売休の意志がなかった場合、夫は罪に問われず、買休人及び本婦は各々杖六十徒一年（徒とは本来懲役の意味であるが、清代には強制労働を必ずしも含まない有期の追放刑となっていた）……婦人は本夫に引き渡して売却させる」。ここでは姦通の文脈で売妻が捉えられているのである。

このような禁止規定にもかかわらず、妻の売買はかなり一般的に見られるもので、遅くとも元代の長江以南では地方的慣行として成立していたことが『元典章』所収の禁止規定から知られる。官の側でも、人倫に反する行為として禁令はしばしば出すものの、本夫・後夫・妻三方合意の上で行われる売妻を一々摘発して処罰する力はなく、紛争が起こつて州県に訴えられる場合も、売妻を追認する裁きが行われることが多かった。こうした慣行の背景として、溺女（「八 碑刻資料」参照）などに起因する男女比率の不均衡が、貧困層の男性における結婚難をもたらし、溺女が挙げられよう。生活に困つた夫から妻を安い価格で買うことは、結婚難（ひいては子孫を作ることの困難）を解消する一つの手段であつた。そもそも一般的に言つて、妻を娶ることは相当額の結納金を必要とし、普通の結婚自体が女性売買の性質を帯びていたといえる。売妻慣行は、こうした結婚のあり方と地続きのものであつた。

妻を売る際、一定期間後に妻を取り戻す場合は、「典妻」などの語が用いられ、これは明らかに不動産契約になぞらえている。ただ、原価を用意して回贖する不動産の典売と異なり、典妻の場合は原価不要で本夫の家に戻ることが一般的であつた。それは、典妻の主要な目的である出産という観点から見ても、一定期間後には妻の「価値」は大きく減るからであるといえよう。

本項の契約書は、中国社会科学院歴史研究所蔵の安徽省（明代には南直隸）徽州府の契約文書を整理して写真版で収録した『徽州千年契約文書』から取つたものである。続く【史料IV】【史料V】も同様である。徽州府は安徽省南端の山間部に位置するが、明清時代に特権商人を輩出し豊かな財力を誇るとともに、比較的孤立した地理条件もあつて、契約文書を中心とする大量の民間文書が残存している。二〇世紀末に中国大陸の歴史学界で契約文書研究が急速に活発化した際にそれを先導したのが徽州文書の収集整理であつた。現在、徽州文書の史料集は数種出版されているが、『徽州千年契約文書』は、そのなかで最も早く出版された大型（四〇冊）の写真版の史料集である。

【史料III】 書影 12

「万曆三十九年朱周典妻文書」 『徽州千年契約文書 宋・元・明編』第三卷)

① 原文

* 俗字・略字を用いている場合は正字に直してある。誤字については丸括弧内に正しいと思われる字を示す。脱字については、角括弧で補う。読めなかった字は□で示す。以下同様。

主典人朱周、徽州府人、今因身窘(窘)家貧、乏財無借、出外趁至於石埭縣四都工活度日。揭借(銀)兩、娶討王氏爲妻。蹇遭庚配、不頁(順)造化、衝敗不睦。揭負馱累難還、兼身內沾疾病。得恩親謝太九恩念貧苦、妻兒大小欠炊日食、飢寒難度、慮爲揭借、妻銀拖累、癡(癡)滅天理、自心不甘。以此自情愿、浼托親人、憑媒傳庚誓立、將妻出典與石埭縣謝◇名下爲妻。生子頂宗坊(防)老、其子天元、成人長大、妻隨已(己)回、當受財禮銀◇正、賞(償)還前借銀兩錢債。其財禮銀即日收足、其親就聽過門、伉偕蘭契、無異言返悔及親房內外人等言說。顛沛故弊(弊)、具身同親一人一力管當、不涉受人之事。如說異違此情由、自當甘心認罪。立此典契爲照。

萬曆三十九年七月廿日

立典契夫 朱周

其契妻財禮銀六兩收□□筆

憑親人 謝九(押)

媒人 謝壽(押)

見人 章晃(押)

媒人 桂祿(押)

依口代書 謝臘(押)

② 訓読

主典人の朱周は徽州府の人なり、今、身は窘まり家は貧しく、阱乏しく借る無きに因りて、出外して趁きて石埭縣四都に至りて工活し日を度る。銀兩を掲借し、王氏を娶討し妻と爲す。庚配に遭ふに蹇しみ、造化に順はず、衝敗して睦まじからず。掲負は駄累して還し難く、兼ぬるに身内は疾病に沾まる。恩親謝太九の貧苦を思念するを得て、妻兒大小は日食を炊ぐに欠き、飢寒度り難く、掲借を爲すを慮ふも、妻銀は拖累し、天理を癡滅し、自ら心に甘んぜず。此れを以て自ら情愿して親人に浼托し、媒に憑りて庚を傳へ誓立し、妻をば石埭縣謝名下に出典し與へて妻と爲し、子を生まば宗を頂ぎて老を防がしむ。其の子の天元は成人して長大なれば妻己に隨ひて回らしむ。當に受くべきの財禮銀は：正、前借せる銀兩錢債を償還し、其の財禮銀は即日收足す。其の親は就ち過門して伉儷蘭契するを聽し、異言返悔及び親房内外人等の言説すること無し。顛沛故斃あるも、具に身づから親と共に一人一力にて管當し、受人の事に涉らず。如し此の情由に異違するを説けば、自ずと當に甘心して認罪すべし。此の典契を立てて照と爲す。(年月、署名などは略)

③ 語 釈

〔石埭縣四都〕現在の安徽省石台県。明清時代は池州府属。池州府は徽州府の西北に隣接する府である。都は県内の地域区分で、数字で示される。〔恩親〕文字通りには、恩義のある親族であるが、親族でなくても世話になつてゐる人をさす場合もある。〔傳庚〕ここである「庚」とは「庚帖」のことで、結婚の際に男女双方の「八字」すなわち出生時の年月日及び時刻を干支で記し、相性を占う文書をいう。結婚の仲立ちをする媒人が相手に届けるので、「伝庚」という。〔頂宗防老〕祖先の祭祀を継がせ、老後に備へること。〔財禮〕妻を娶る場合の結納金をいうが、この場合は妻を典した代金。〔伉儷蘭契〕伉儷は夫婦が同居することを指し、蘭契は金蘭契のことで、固い契りをいう。〔顛沛故斃〕流離したり死亡したりすることをいう。人身売買文書では、「売られた人が買い手の家に入ったあと、死亡したとしてもそれは天命であり問題にはしない」という意味の文言がしばしば見られる。

④ 和訳

典売を行う朱周は徽州府の人であり、今、身は窮迫し家は貧しく、近所には借金できる家もないため、石埭県四都に出稼ぎに行つて日雇い労働をしていた。借金をして王氏を妻としたが、相性のよい配偶者にめぐりあうことは難しく、自然の道理に従うことができずに、喧嘩ばかりで仲がよくなかった。借金が積もつて返すことができず、おまけに病気にかかつてしまった。世話になつてゐる親しい間柄の謝太九が私の貧苦を憐れんでくれ、妻と子供たちは日々の食事にも事欠き、飢えと寒さで生活できない状況なので、借金しようかと思つたが、以前に妻を娶つた時の借金も積もつており、愚かにも天理を破壊するようなことはわが心に甘んじるところではない。

そこで、自ら願つて親人に頼んで、媒人を介して庚帖を届け、約束してもらい、妻を石埭県の謝氏の名義のもとに出典して妻とし、子が生まれれば「謝氏の」祖先の祭祀をして老後の面倒も見させることとした。「私の」子の天元は、成人して大きくなれば、妻とともに我が家に帰らせる。支払われるべき財礼銀は……ちようどであり、それで先に借りた借金を返済する。その財礼銀は即日受け取つた。その婚姻については、妻（王氏）が「謝氏の」家に入り夫婦の固い契りを交わすことを許し、異論や蒸し返し、及び親族内外の人の申し立てはない。「妻や子が」流亡したり死亡したりした場合は、私及び親人がすべて処理を担当し、受典人（謝氏）には迷惑をかけない。

もしこれらの内容に違ふことがある場合は、自ら甘んじて罰を受ける。この典契を立てて証拠とする。（年月、署名などは略）

【解説】

明末の万曆三十九年（一六一一）に作成された文書で、このような古い典妻文書の残存は非常に珍しい。【史料Ⅰ】【史料Ⅱ】で紹介した契約文書とは異なり、誤字や略字が多く、読みにくい部分はあるが、概要をまとめると以下の通り

である。売り手の朱周は生活に困窮して他県に出稼ぎにゆき、そこで借金して妻王氏を娶ったが、仲が悪く、また借金を返せないため、知人の謝太九（署名では謝九）の紹介で王氏を出稼ぎ先の県の住民である謝氏に典売した。価格は銀六兩で、その代金で借金を返した。

「典」の期間は書いてないが、王氏は謝家に入る際に、息子の天元を連れて行ったようで、天元が成人となった際には王氏は原夫朱周のもとに帰ることが規定されている。王氏が謝家で男子を産めば、その子が謝家の宗を継ぎ老後の備えとなるということが述べられており、謝家には男子がいなかったこと、妻を典買した理由は男子を得るためであったことがわかる。「顛沛故斃」の場合に買い手の家に迷惑をかけないといった文言は、人身売買文書ではしばしば見られるが、それは逆に、死亡を口実に売り手の家族が殺人虐待などの訴訟を提起してゆすりたかりを行う事例が少なくなかったことを示唆している（次項【史料Ⅳ】の「風水不虞」も同様である）。

法律で禁じられている売妻・典妻という行為について、なぜわざわざ契約書を立てるのか、という問題も、ゆすりたかり防止という点に関係している。売妻行為が紛争となり裁判で訴えられる場合、それは単に売妻という行為の故ではなく——関係者がみな満足していれば訴える人はいない——、売り手が誘拐などの理由で買い手を告発する事例が多い。妻を売ったにもかかわらず誘拐として訴え、妻をただで取り戻したり買い手から金品をゆすりとったりする常習的な詐欺も行われていた。そうしたゆすりを防ぐためには、妻の売却が売り手の自由意志に基づくものであるという証拠を作っておく必要があったのである。

以上、本文書は、今日の眼から見れば異様にも見える典妻といった行為が、どのような状況下でどのように行われるのか、ということをよく示してくれる史料であると言える。

【書式】

内容の構成は、立契者の名前／売却の理由／買い手に売り渡す旨の言明／価格／権利関係などの保証／紛争に備えての担保文言、という順序であり、不動産売買の場合とほぼ同様である。ただ、不動産の場合は物件の説明が詳細であるが、妻を売る場合は売却の理由に力点が置かれている。それは上記のように、売り手が自由意志で売ったことを強調し、将来のゆすりたかりを防ごうとする売妻文書の趣旨と関係するものである。夫婦仲が悪かったといったことをわざわざ書くのも、買い手が仲の良い夫婦を無理に引き離したのではない、ということを示す意図であると思われる。

【参考文献】

- 王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』（石家荘、花山文藝出版社、一九九二年）
周紹泉（岸本美緒訳注解）「徽州文書の分類」『史潮』新三三号、一九九三年）
岸本美緒「妻を売ってはいけなにか？——明清時代の売妻・典妻慣行——」『中国史学』八卷、一九九八年）
郭松義・定宜荘『清代民間婚書研究』（北京、人民出版社、二〇〇五年）
Matthew H. Sommer, *Polyandry and Wife-Selling in Qing Dynasty China: Survival Strategies and Judicial Interventions* (Oakland, University of California Press, 2015)

2 投主文書

【解題】

「投主文書」とは、『徽州千年契約文書』の編者が見つけた文書名であって、文書自体にこうした語が見えるわけではないが、「投」とは身売り（「投靠」などという）の際に用いられる語であって、自らの意志で他家に従属し、奴婢（隸

属的使用人)になることをいう。いったん奴婢となれば、主人の恩情で「放良」(解放して良民とすること)されない限り、その子孫は主人のものとして代々奴婢となり、主人によって売買の対象となった。奴婢は法制上、主人との関係で厳しい尊卑差別(たとえば、家長が懲戒のため奴婢に暴力を加えた場合は死に至らなければ問題にされないが、奴婢は主人を罵ったのみで絞首刑とされるなど)を受けていたのみならず、一般の「良民」と対比して「賤民」と位置付けられ、良民との結婚の禁止、犯罪事件における量刑の差別、科挙応試の禁止などの差別的規定のもとに置かれていた。それにもかかわらず、生活に困窮した貧民が妻子を奴婢として売ったり、また自ら望んで富家の奴婢となったりすることによって、金銭を得、また衣食を確保しようとすることは、しばしば見られたものであった。実際、奴婢のなかには主家の経営に参与して豊かな生活を送る者もあり(「紀綱の僕」、また勢力のある家に付属していると見なされることにより、一般良民に対して優位に立てる側面もあった)。

妻子を奴婢として売り、あるいは自ら身売りすることは、良民の賤民化をもたらしものであり、国家の側からみて私的隷属者の増加は望ましくないことであった。明清時代の政府は一方では刑律の「略人略賣人」条(前項【解題】参照)のなかで妻や子孫を売って奴婢にすることに對し処罰を定めるとともに、他方で、法律上の「奴婢」の意味を限定することで、良民の賤民化を防ごうとした。たとえば明代の場合は、「奴婢」の定義を、犯罪者の家族で官に没収された者や戦争捕虜などとして狭く設定したうえで、民間の売買による隷属的使用人は「奴婢」でなく「義男」(擬制的な子孫)や「雇傭人」(年季奉公人)として扱うことによって、法律上の奴婢の増加を避けようとしたのである。しかし、明末の商品経済の発展に伴う階層的流動化は、激しい生存競争のなかで勢力のある家に「投」じて衣食の確保をはかる人々を大量に生み出した。清代中期には、民間の売買による隷属的使用人も、法律上の「奴婢」と認められるようになった。不動産の売買と同様(第一項【解題】参照)、人身売買においても、政府は民間の売買について、これを追認する態度を取ったのである。中国における売買の「自由」さは、人身売買の自由をも含むものであった。

【史料IV】 書影 13

「順治六年績溪胡文高投主文書」〔徽州千年契約文書 清・民国編』第一卷〕

① 原文

績溪縣十三都壹高立文書人胡文高、原因年歲荒欠、衣食無資、自願洩親人郎夏空身幫到／汪◇名下傭工生理、每月辛力工錢一併支足、無分厘欠缺。今因／汪宅有僕婦、年二十二歲名新喜、身又洩親人郎夏說合招到／汪◇名下爲僕、婚配新喜爲妻。當日並未費厘毫聘禮及使用等項。此係自己情愿、無貨折逼抑等情。自招以後、妻係本主所討之人、身係本主所衣食之身、聽從使喚、毋得抵觸及將◇家主衣物花洒并懶惰等情。如然、聽◇家主理論無辭。倘若拐帶逃歸、盡是中人承管。如風水不虞、此係天命、與本主無干。今恐無憑、立此存照

順治陸年三月◇日

立文書僕胡文高（押）

中人郎夏（押）

代書金仲吉（押）

② 訓読

績溪縣十三都壹高の文書を立てる人胡文高は、年歲荒欠に原因し、衣食に資無く、自ら願ねがひて親人郎夏たのに洩みて空身にて汪名下に幫到して傭工生理し、毎月の辛力工錢は一併に支足し、分厘の欠缺も無し。今汪宅に僕婦の年二十二歳にて名は新喜なるもの有るに因り、身又た親人郎夏に洩みて説合し、汪名下に招到して僕と爲し、新喜に婚配して妻と爲さしむ。當日並びに未だ厘毫の聘禮及び使用等項を費やさず。此れは自己の情愿せるに係り、貨折逼抑等の情無し。招きて自り以後、妻は本主の討する所の人にて、身は本主の衣食する所の身なれば、使喚に聽從し、抵觸及び家主の衣物を將て花洒し並びに懶惰等の情あるを得ること毋し。如し然らば、家主の理論するに聽まかせて辭無し。倘し拐

帶逃歸するが若きは、盡く是れ中人承管す。風水不虞の如きは、此れ天命に係り、本主と干かはり無し。今、憑無きを恐れ、此れを立てて炤を存す。(日付、署名は省略)

③ 語釈

〔十三都壹邑〕都は、前項【史料III】の語釈にも述べたように、県内の地域区分。都に属する邑(壹)は里と同じで、明初の里甲制の流れをくむ郷村区画である。〔聘禮及使用等項〕聘禮は財礼と同じ。使用は婚礼に関連して関係者に支払う礼金のことと推測される。〔貨折逼抑〕「折」は換算するという意味であり、たとえば現物税を銀に換算して払うことなども「折納」などというが、ここで「貨折」と言っているのは、財貨の代わりとして身売りするという意味である。「逼抑」は無理に強制することを指す。前述したように、明清律の戸律・錢債「違禁取利」条には、勢力のある者が官に報告せず債務弁済の代わりとして家畜・不動産や妻子を取り上げること(これを「準折」という)を禁ずる規定があり、契約文書にはしばしば「貨債準折ではなく売り手が自ら願った取引である」ことを示す文言が見られるが、これもその一つと言える。〔風水不虞〕自然現象(病気などを含む)による不測の事態のことで、死亡などを指す。「風水の虞おそはざるは天命である」とは、売った妻やその連れ子が亡くなったとしても、殺人・虐待死などと言って難癖をつけないことを担保する文言で、同様の文言は人身売買文書にはしばしば見られるものである。

④ 和訳

續溪県十三都一凶の人である立契者の胡文高は、凶作により衣食をまかなうことができず、自ら願って親しい間柄である郎夏に頼んで身一つで汪宅に手伝いにゆき、雇われ労働者として生計を立てている。毎月の賃金はすべてきちんと支払われており、一分一厘の不足もな。

汪宅に、二二歳で名を新喜という婢がいるので、私はまた親しい間柄である郎夏に頼んで話をつけてもらい、「私を」汪氏のもとに招いて奴僕とし、新喜と結婚して妻にさせてくれるようにした。結婚の当日は、聘禮及び使用など

の費用は一銭も費やしていない。これは自ら願ったことで、財貨の代わりに強制的に身売りさせられるといった事情はない。私が奴僕となった後も、妻は主人が買った人であり、私は主人に衣食を頼っている身なので、主人による使役に従い、それに抵抗したり、家主の衣物を浪費したり、怠けたり、といったことをすべきではない。もしそのようなことがあれば、主人の裁断にまかせて異論を唱えることはしない。もし妻を連れて郷里に逃げ帰るようなことがあれば、すべて中人が処理に当たる。自然現象で不測の事態が起こったときは、天命であるので、主人とは関わりがない。

今、証拠がないことを恐れ、この文書を立てて証拠とする。(日付、署名は省略)

【解説】

凶作で生活できず、汪氏の家で雇われ労働者として生計を立てていた胡文高がみずから「僕」となり、主人の「使喚」に従うことを約した契約書である。この契約により、胡文高は、生活は不安定ながら良民であった身分から、社会的に賤視される奴僕の身分になったわけだが、その対価とされるのが、汪家の婢との結婚である。良賤間の結婚は法律で禁じられているので、婢を妻とすることは必然的に自らが奴僕となることを意味する。前項で述べたように貧困層の男性の結婚難は深刻であり、財礼の支払いなしに妻を得られることは、賤民に身を落とす対価として十分なものであったと思われる。契約書内で「聘礼及び使用などの費用は一銭も費やしていない」と述べているのは、いわば身売りの価格が婚姻の費用に相当することを述べたものといつてよい。

主人の側からみると、独身の女婢が結婚すれば、子供ができた場合に奴婢として使役することができる。また、本書「八 碑刻資料」【史料Ⅱ】で詳しく述べられているように、主人が女婢をいつまでも結婚させないことは「錮婢」と称され、自然の理に反することとして、清代には律の条例で禁止されることとなった(戸律・婚姻「嫁娶違律主婚媒人

罪」条の附例)。従つて、女婢の結婚という形で奴僕が家に入ること、おむね望ましいことであつたといえる。

徽州における奴僕が存在形態としては、中国一般に見られるような主人の家に住んで随時使役される形態のほかに、「世僕」「伴僮」と呼ばれる、自立して生計を営みながら冠婚葬祭の場合などに主人の家に呼ばれて使役される形態があつたことはよく知られている。この形態の奴僕は、雍正帝による賤民戸籍の廃止の際に良民化への道が開かれたが、実質的にはその後も存続した。この文書における「僕」がいずれの形態であつたのかははっきりとはわからないが、「私は主人に衣食を頼っている身なので、主人による使役に従い」とか、「家主の衣物を浪費したり、怠けたり、といったことをすべきではない」、「妻を連れて郷里に逃げ帰るような場合は」などの文言からすれば、主人の家で使役される形態の奴僕であつたと想定される。

【書式】

文書の構成は、内容からして不動産売買とはかなり異なるが、立契者の名前／取り決めの経緯／取り決めの内容／代価関連の記載（聘礼を支払っていないこと）／主人による使役に服従することの保証／逃亡や死亡など問題発生に備えての担保文言、といった流れは、一般の契約文書と類似している。中人や代書の署名も、一般の契約文書と同じである（書影13）。

この契約書でも、「これは自ら願つたことで、財貨の代わりに強制的に身売りさせられるといった事情はない」といった形で、立契者の自由意志が強調される。自由意志によって自らの自由を放棄することができるのか、という問題は、今日のリバタリアニズムにおける「自己奴隸化契約は可能か」という問題と重なり合うが、当時の中国の人々にとってそれが可能であることは当然のものと考えられていたといえよう。

【参考文献】

高橋芳郎『宋一清身分法の研究』（北海道大学図書刊行会、二〇〇一年）
五味知子「明清時代の錮婢に関する社会通念」（『東洋文化研究〈学習院大学〉』一六号、二〇一四年）

三 分家書

【解題】

本稿では、財産分割に際しそれぞれの取り分を定めた契約書を「分家書」と呼ぶこととするが、中国伝統社会では「分家書」という言い方は皆無ではないもののそれほど一般的でなく、「分産簿」「分単」「分関」などさまざまな呼称があるほか、特に多いのが本史料にある「鬮書きゅう（鬮とは籤の意）」のように「籤」に関わる呼称である。それは、伝統中国では男子均分相続が一般的な原則であり、その均分の平等性を保障するために、分割に先立って財産を均等に分けた籤を作り、その籤をそれぞれの相続人が引くという方法が多く取られたことによる。そのあり方は、長子が「イエ」の家産のみならず家業をも継いで本家となり、次男以下は財産を分与されるにしても分家として位置づけられることを原則とする近世日本の相続のあり方とは大きく異なっていた。中国における「分家」とは、「本家」に対する「分家」ではなく、子孫の世代が均等に財産をわけ、独立の生計を営むことを合意する契約的行為を言うのである。

父の存命中に分家を行うことは法律で禁じられており、また理念上は多世代にわたり同居を行う大家族の居住形態が称揚されていたが、多世代同居の際に扶養家族の数や収入の多寡によって小家族間の軋轢を招きやすいことから、父の死後に分家を行うことはむしろ一般的であった。その場合、分割時点での子孫の数や存命者の状況に関わりなく、分割を行う世代の男子が均等に分割を行うという形になる。たとえば、父親に男子が三人おり、長男Aは既に死亡して

その男子が二人（A₁、A₂）あり、次男Bは存命で男子が五人（B₁、B₅）、三男Cは存命であるが男子がなく養子をとっているといった場合、父親の財産はA、B、Cの三系統に均等に分割されることが原則であるため、孫の代が受け継ぐ財産は不均等になることがあり得る。このような均分相続のあり方の背景には、父親の「気」が子供たち均等に受け継がれるという感覚が存在することが指摘されている。

むしろ、分家の方法は全国的に全く同じというわけではなく、祭祀費用として長子の取り分を多くする慣行や、祖先祭祀などの目的で共有部分を大きく残しておく慣行など、地域やその家族の経済状況によってさまざまな相違がある。また女子にどの程度の嫁入り費用を残しておくか、また養子に行った子供に実家の財産を分与するかどうかといった点も、地域やその家族の生活水準によってさまざまである。戦中及び戦後初期の日本の研究では、華北農村を対象としたものが多かったためか、家産分割による零細化を強調する場合が多かったが、近年は徽州文書などを用いて富裕な商人地主家庭の財産分割を分析する研究も増え、家産分割の多様な様相が明らかになった。明清時代の徽州における家産分割に関しては、「日井二〇〇五」が、徽州の分家書の網羅的検討を通じて、その特徴を論じている。

【史料V】 書影 14

『康熙十一年休寧吳国樹等立『天字圖書』』（『徽州千年契約文書 清・民国編』第四卷）

① 原文

嘗觀流之長也而百派斯分、木之大者而群枝競秀。匪獨理之必然、亦勢之所必致也。吾◇祖曰聯橋公諱鈞、……而此六房則子孫繩々、若螽斯之繁衍、皆吾／祖若父之積蔭使然。蓋吾◇祖質直好義、鄉閭以盛德稱、迨伯父叔輩、努力幹蠱、克紹前烈、鄉閭以賢能稱、遂致家道漸昌、得以遺傳至今、而無失墜之虞。但子孫多則心志難于合一、房分多則租穀不便于瓜分、且各客于雲間、內顧實難。是以偕我兄弟洎諸叔侄、參其水旱、酌其肥瘠、眼同品搭、配作三圖、拈圖爲定、

隨圖管業。……如是則產雖分而義常存、枝雖盛而本愈固、奕世永昌、其在茲乎。今恐無憑、議立天地人鬪當參本、各執壹本存炤。

② 訓読

嘗て觀るに、流れの長ずるや百派斯れ分かれ、木の大きな者は群枝競ひて秀ひづ。獨り理の必ず然るのみに匪あらず、亦た勢ひの必ず致す所なり。吾が祖は聯橋公と曰ひ、諱は鈞、……而して此の六房は則ち子孫繩々、螽斯の繁衍するが若きは、皆吾祖若しくは父の蔭を積むことの然らしむるなり。蓋し吾祖の質直にして義を好み、郷閭は盛徳を以て稱し、伯父叔輩に追おびて努力して幹蠱し、克よく前烈を紹つぎ、郷閭は賢能を以て稱し、遂に家道の漸く昌なるを致し、得て以て遺傳して今に至りて、失墜の虞れ無きなり。但だ子孫多ければ則ち心志は合一し難く、房分多ければ則ち租穀は瓜分に便ならず、且つ各々雲間に客たりて内に顧みること實に難し。是を以て我が兄弟泊おび諸叔侄と偕に、其の水旱を參し、其の肥瘠を酌み、眼同して品搭し、配して三鬪を作り、鬪を拈ひきて定を爲し、鬪に隨ひて管業す。……是の如くすれば則ち、産は分かるると雖も義は常に存し、枝は盛んなりと雖も本は愈々固く、世を奕なねて永く昌なるは、其れ茲に在らんか。今、憑無きを恐れ、議して天地人鬪を立て參本に當て、各々壹本を執りて存炤せん。

③ 語釈

〔房〕祖先を同じくする一族のなかの分かれた系統をいう。〔租穀〕小作料として徴収する穀物。穀とはもみ穀つきのものをいう。〔雲間〕松江府（現上海市）の雅称。

④ 和訳

かつて見るに、河流が長くなれば百の支流に分かれ、木が大きくなれば多くの枝が競って茂る。これは理として当然であるのみならず、勢いとしても必然なのだ。わが祖の聯橋公は諱は鈞といい、〔中略。祖父の代から現在に至る系図を述べる。三二一頁図参照〕現在、孫の代で六房があり、子孫は次々と連なつて蝗のように数多く増加している。これ

はみな、祖父もしくは父が陰徳を積まれたおかげなのだ。というのものが祖父が誠実で義を好み、郷里の人々から盛徳のある人物を称えられ、また父の兄弟の代も努力して仕事にいそしみ、先代の偉業をついで郷里の人々から賢能をもつ人物と称えられたため、ついに家は次第に盛んになり、今日まで至って没落の恐れはなくなったのだ。

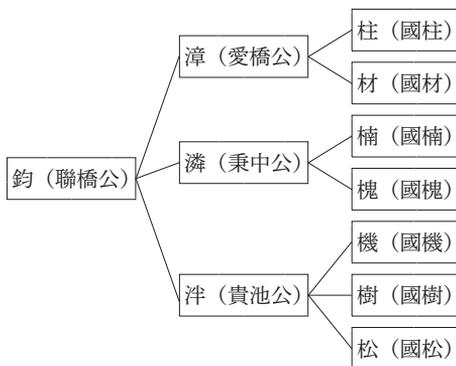
しかし子孫が多ければ心は合一し難く、分かれた系統が多ければ租穀を分配するのも不便である。かつ、それぞれが松江などに商売に出ているので、家の面倒を見るのも難しい。そのために、我々兄弟が叔父や甥とともに、水利の状況や地味のよしあしを勘案し、実地に調査して平等に三つの籤を作り、引いた籤どおりに財産の管理を行うこととした（中略。分割に先立ち三者合同で田地の整備を行うこと、家屋や山場・菜園などは分割の範囲に入らないこと、祀田を子孫が勝手に売ってはならないこと、分割後は自分の取り分以外を侵食してはならないこと、などを述べる）。

かくのごとくすれば、財産は分割されても家族としての情義は常に存し、枝は盛んになっても幹はいよいよ固く、代々永遠に栄えることができるだろう。今、証拠がなくなることを恐れ、天・地・人の籤を立てて三本とし、各々一本を保存して証拠とする。

【解説】

この分家書は、康熙十一年（一六七二）に徽州府休寧県の呉氏が立てたもので、ここでは冒頭の部分を掲げた（書影14参照）。表紙には「天字圖書 泮房執」とあり、表紙を除いて八葉（一六頁）の文書である。前文によると、祖父の聯橋公（諱は鈞）には三人の子があり、さらにそれぞれに数人の子があつて、子孫は繁栄しているが、子孫が多くなれば小作料の分配が難しく、また江南の松江（現在の上海市）に商売に行っている者もいて家の管理が困難であるため、聯橋公の子供の代の三系統で財産を分けることにしたという。原文では省略した文書の末の署名は、孫の代の呉国樹と国槐を筆頭として、曾孫の代の士輝以下四名（この世代の諱はいずれも「士」字の下に火偏の字がついている）、玄孫の代

図 呉氏の家系



前文に記された家系によって作成した。前文には一字名で記載されているが、文書末の署名からみると、第三世代の名前にはいずれも「國」字がついていたことが推測される。第一世代、第二世代にも共通の字が含まれていたのかもしれないが、不明である。

の伯順以下二名（この世代の諱はいずれも「順」字がついている）が連署しており、この時点では聯橋公の子の代はいずれも死去して孫の代になっていたようである。この三系統の間で均等に財産を分けるということで、「天」「地」「人」の三つの籤をつくったが、文書中のリストに「天字號壹圖 泮公圖得」とあるので、この「天字號」の籤は聯橋公の第三子の系統が引き当てたものと考えられる。

本史料は、明清時代の分家書の一般的なスタイルを比較的よく表しているものといえる。留意すべき点としては、以下のような点があるといえよう。第一に、前文で宗族の繁栄を川の流れや木の枝に例えているのは、中国の宗族に関わる特徴的な比喻といえ、ここでは、水源や木の幹に例えられる本源的な共同性と、無限に分かれ広がる繁栄の様相とがイメージされている。前文の末尾に「財産は分割されても家族としての情義は常に存し、枝は盛んになっても幹はいよいよ固く、代々永遠に栄えることができるだろう」とあるように、このようなイメージのもとで、財産分割は、子孫がバラバラになることではなく、むしろ調和を保って団結するための方策として捉えられているのである。

第二に、分割する対象についてである。伝統中国の財産分割については、鍋釜に至るまで均分するといわれるようにその分割の徹底性が強調されることもあるが、この事例では、以下の【書式】で記すように、一方では財産の一部は祀産に繰り入れられ、また家屋や菜園は分割の対象からはずされて田土のみが分割されている。これはおそらく、呉家がある程度経済的な余裕のある家族であったこと、また分割の単位とな

る子供の世代がすでに死去した時代であって、実際の生活はすでに分かれて行方部分が多かったことによるのではないかと考えられる。いずれにしても、何をどこまで分けるかという点は、地域やその家族の経済状況によって違いがあった。ただし、平等性が重んじられ、それが分家契約に対する合意の基礎をなしたということは、「籤」という形式からも明らかである。

【書式】

本項では、冒頭部分のみを提示したが、冒頭部分に続けて本史料では、「天字号」「地字号」「人字号」それぞれの籤を引いた者に与えられる土地のリストが記載されている。「天字号」では「羔字參拾伍號 土名長嶺塙田參坵 稅伍分貳厘肆毫柒系」といった形で土地の所在と面積が記され、それが一〇件ほど並べられている。ここで「羔字參拾伍號」は官に登録された土地の地番、「土名長嶺塙」は民間の小地名、「田參坵」は、畦などで区分された田一枚を一坵と数えてそれが三つあること、を示す。「稅」は一見土地税の金額を示すようだが、他の条には「稅何畝何分…」といった書き方もあるので、「稅畝」すなわち税糧徴収の基準となる単位で表示した面積を示しているものと考えられる。「地字号」「人字号」もほぼ同様である。

その後、「鈞公衆存田開浚」として土地名が七件、「三家公存祀田」として土地名が二件記されている。後者については「上記の田二筆は、鈞公の祀内に入れ、康熙一一年以降交替で収租し、年末の僕婢への給米、掃除、灯燭（祭祀用の蠟燭）、演劇などの費用、及び次年の清明節の墓参りの費用に充てる」といった内容が記されており、この家産分割に際し、新たに祀田が加えられたことがわかる。その附則として、清明節における供え物などの内容や「墳僕」（墓守）への報酬についても規定されている。

最後に日付と署名・花押があり、その前に「天」「地」「人」の三文書を重ねて割書きした文言（後に文書の真偽が問

題になった時につき合わせて証明するためのもの)があるが、部分的であるため文言の内容は読み取れない。

なお、本史料のような十数頁にもわたる分家書は、裕福な家の例外的な事例ともいえる。一枚の紙にすべてを書き込む形の分家書も多く、それらは分家単などと呼ばれる。

【参考文献】

内田智雄『中国農村の分家制度』(岩波書店、一九五六年)

滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)

David Wakefield, *Fenjia: Household Division and Inheritance in Qing and Republican China* (Honolulu, Hawaii,

University of Hawaii Press, 1998)

臼井佐知子『徽州商人の研究』(汲古書院、二〇〇五年)

四 合資文書

【解題】

本項では、共同で出資して経営を行い、その利益を出資額に応じて分配する、いわゆる「合股」「合夥」などともいう)の例を挙げる。合股の萌芽形態はすでに宋代に見られ、明清時代には合股は商工業経営を中心に、広範に存在した。利益分配の単位を「股」といい、日本でいえば「株」に当たる。

合股においては、出資額に応じて利益が分配されるだけでなく、後掲の文書のように、土地や店舗などを提供する場合、及び資金は出さずに労働を行う場合も、「股」として数えられ、利益分配を受ける場合が多い。もちろん、それと

は別に賃金を払って雇われる労働者や店員もおり、利益分配方式と賃金方式が組み合わされることが一般的である。

従来の研究では、西洋の株式会社との比較で、中国の合股が親族・友人の範囲に限られる小規模なものであることや、出資者が連帯無限責任を負うかどうか、股の自由な譲渡は可能か、といった点が論じられた。通説的には、中国の合股は、血縁・地縁関係で結ばれる小範囲の人間集団に止まり、不特定多数の人々から資金を集めて大規模な企業に発展することは困難であったと見なされているといえよう。しかし、技術的な条件により、大規模かつ長期の投資を要する産業においては、中国でも多数の出資者による企業が存在した。たとえば、清代中期以降の四川の井塩業（塩分を含んだ地下水をくみ上げ、塩を焼成する）においては、塩水の所在を探るボーリングの段階から相当の資金が必要であり、多人数の出資が行われるとともに、その利益配分の権利（井塩業では「日份」などといい、「天」で数える）を譲渡あるいは貸与して新しい資本を得る複雑な仕組みが発達した。

合股は、商工業経営において広く見られたものであるが、資本と労働の提供量に応じて利益（とそれに伴うリスク）を分配する仕組みと考えれば、農業・林業などにおいても同じ原理の経営は行われている。たとえば、農業経営において、小作料を定額ではなく定率で納める「分種」といわれる小作制度や、林業において山場の所有者と林木育成業者とが一定比率で木材売却利益を分け合う方式などは、広義の合股に相当するものといえる。定額の請負や固定賃金に比べて、合股は、利益とリスクを、関係者の間で広く分散するシステムと見なすことができるのである。

【史料VI】

「道光三十年趙玉崑等開設木廠合同」（東京大学東洋文化研究所蔵）

① 原文

立合同字據人（趙玉崑／新／自宅）、公議開設木廠。因劉德泰有阜順山貸舖底、伊舖有欠外客賬、伊自行清理不于新宅

等及改換字號内相干。坐落在宣武門内路西。〔趙／新／自〕宅、曹爲政、與劉德太（泰）商議明確、改開義興木廠。劉德泰將此舖底連所存木料等作爲舖底一股。〔趙／新／自〕每位各出錢四百吊作爲一股、三位共入錢壹仟貳百吊作爲三錢股。曹爲政承領成做、作爲一人股。舖底錢股人股共作爲五股。一年一算、天賜得利、按五股均分。曹爲政每年應支錢五拾吊、准支三年。三年外改應支錢三拾陸吊、作爲每年辛金。此係五面議定、各無返悔。恐後無憑、立合同各執一紙爲據。

再同衆共議、東家夥計等算賬後許使餘利。餘利外不許長支。如有長支者、多支一吊罰錢拾吊。又照。

道光三十年二月初二日

新宅

自

立合同人 趙玉崑

劉德泰

曹爲政

中見人 王殿輔 十

駱浦雲（押）

咸豐貳年十一月廿七日算大賬

新・自宅、趙玉崑、劉德泰、四面議定、此合同原係每股四百吊錢作本、今定即以貳百吊錢作本、其餘錢貳百吊未入。以下算賬、即按八百吊作價本。又照。

② 訓讀

合同字據を立つるの人、趙玉崑・新〔宅〕・自宅、木廠を開設せんことを公議す。劉德泰に阜順山なる貸舖底有り、伊れの舖に外客賬を欠する有るに因り、伊れ自ら清理を行ひ、新宅等及び改換せる字號内に于いて相干せず。坐落して宣武門内の路西に在り。趙、新、自宅、曹爲政は、劉德泰と商議すること明確なりて、改めて義興木廠を開く。劉德

泰は此の舗底を將て所存の木料等を連ねて作りて舗底一股と爲す。趙、新、自は每位各々錢四百吊を出だし、作りて一股と爲す。三位共せて錢壹仟貳百吊を入れ、作りて三錢股と爲す。曹爲政は、成做を承領し、作りて一の入股と爲す。舗底、錢股、入股、共せて作りて五股と爲す。一年一算、天賜にて利を得れば、五股に按じて均分す。曹爲政は毎年應に錢五拾吊を支すべく、支すること三年なるを准す。三年の外なれば、改めて應に錢三拾陸吊を支し、作りて毎年の辛金と爲すべし。此れ五面議定するに係り、各々返悔無し。後に憑無きを恐れ、合同を立て、各々一紙を執りて據と爲す。

更に衆と同一に共議すらく、東家の夥計等算賬後、餘利を使ふを許す。餘利の外、長支を許さず。如し長支する者有らば、一吊を多支するに罰錢拾吊なり。又た照す。

(日付及び署名は省略)

咸豐貳年十二月廿七日大賬を算す。

新・自宅、趙玉崑、劉德泰、四面議定すらく、此の合同は原もと每股四百吊錢を本と作すに係る。今定めて即ち貳百吊錢を以て本と作す。其の餘錢二百吊は、未だ入れず。以下の算賬は、即ち八百吊に按じて價本と爲す。又た照す。

③ 語釈

〈舗底〉商店の營業權のこと。商店の建物そのものでなく、建物の所有者にテナント料を払って營業する権利が、独自に売買・貸借されることがあり、それを「舗底を倒する」「舗底を出租する」などという。〈字號〉商店や工場の屋号。この場合は「義興木廠」など。〈吊〉一般には銅錢一千文を指すが、清代の北京では、實際の銅錢一枚で二文と数える慣行があり、一吊は千文とされるが実際には銅錢五百枚である。〈東家〉商店などの主人のことを東家というが、他の契約書では錢股のことを入股と區別して「東股」というので、ここでは、金錢での出資者である新宅・自宅・趙玉

崑の三人を指すものかと思われる。(「夥計」商店などの店員。(「算賬」決算。この場合は、収支を計算して、利益を分配することをいう。(「長支」給料を前借りして年末に決算すること。

④ 和訳

合同字拠を立てる趙玉崑・新宅・自宅は、木材加工場の開設を皆で相談した。劉德泰は阜順山という屋号の貸舗底を持っており、彼の店は外部の取引相手に借金があるので、それは彼自身が返済し、新宅など及び新しい屋号の店(ここでは以下に出てくる義興木廠をいう)とは無関係とする。「その舗底は」宣武門内の路西にある。趙、新、自宅、曹為政は、劉德泰と話しあい、明確に改めて義興木廠を開くこととした。劉德泰はこの舗底とそこにすでにある木材などを合わせて舗底一股とする。趙、新、自は各人錢四〇〇吊を出し、それぞれ一股とする。三人あわせて錢一二〇〇吊を払い込み、それが三錢股となる。曹為政は、木材加工を担当し、それが一つの入股となる。舗底、錢股、入股、あわせて五股とする。

一年に一回決算し、天のお恵みで利益が上がれば、五股に應じて均分する。曹為政には、「そのほか」毎年錢五〇吊を支払うこととし、その期間は三年とする。三年が過ぎれば、錢三六吊の支払いに改め、それを「曹為政の」毎年の給料とする。これは五人が相談して定めたもので、各々蒸し返すことはしない。後に証拠がないといけないので、合同を立て、それぞれ一枚を保存して証拠とする。

さらに皆で協議した結果、株主の「雇う」店員などは、決算の後、余った利益を使うことを許す。余った利益のほかは、給料の前貸しは許さない。もし前貸しする者がいれば、前貸し額一吊ごとに罰金一〇吊とする。以上また証明する。

(日付及び署名は省略)

咸豐二年二月廿七日総決算を行った。

新宅・自宅、趙玉崑、劉德泰が四者で議定したことは、この合同はもともと每股錢四〇〇吊を資本としていたが、今定めて二〇〇吊錢を資本とすることとする。残りの錢二〇〇吊は、まだ払い込んでいない。以下の決算は、すなわち八〇〇吊に応じて錢での資本とする。以上、また証明する。

【解説】

本文書は、東京大学東洋文化研究所蔵の北京文書に含まれているものである。同文書群には、不動産の売買文書のほか、店舗の営業権や合股の結成に関わる文書、水の販売権をめぐる文書など、都市商業に関わる興味深い文書が含まれている。

この契約において結成された新しい合股企業である「義興木廠」は、五股から成り、その内訳はすなわち、錢で出資した三名（新宅、自宅、趙玉崑）のもつ三錢股、舖底（店舗の営業権）を提供する劉德泰のもつ舖底股、及び木材の加工など実際の作業を行う曹為政のもつ人股、である。一年に一回決算を行い、利益を五分分するものとされている。このうち、曹為政については、五分分された利益のほかに、定額の賃金も支払われている。これは、開業当初においては十分な利益が上がるとは限らないので、実際の業務には携わらない出資者はともかくとして、業務を担当する人には相応の利益を保証しなければならないということによるのであろう。すなわち、曹為政は一面ではインセンティブとしての利益均分を受けるとともに、他面では安定した基本給を受け取ることになっていたといえる。三年後に賃金部分が減額されるのは、事業利益の拡大を見越しての措置かと思われる。この作業場で働くのは曹為政のみならず、店員（夥計）もいたようで、彼らには賃金が支払われていたようである。

この契約は道光三〇年（一八五〇）二月に立てられたものであるが、約三年後の咸豐二年（一八五二）一二月に新たな書き込みがなされて、出資額が半分に減らされている。その事情は不明であるが、出資者のなかに手元不如意で出

資が遅延する者があり、そのため事業の規模を縮小することになったのかもしれない。この義興木廠については、光緒四年（一八七八）に「義興木廠錢股一分」を持つ趙慶という人物（おそらく趙玉崑の子孫或いは同族であろう）が、新しい店を作るため自らの資本を引き揚げて脱退するむねの「退約」が含まれている（北京文書二四三番）。ここから見ると、義興木廠は、設立以来少なくとも二十数年は営業を続けていたようである。

【書式】

この契約書は「合同」（第二項参照）であり、同じ内容の契約を五枚作成して、それぞれが所持する形となっている。文書末尾の署名には、「立合同人」として五名（ただし、「新宅」「自宅」の具体的な名前は明らかでない）が連記されているが、文書冒頭の「立合同字據人」のところでは、新宅・自宅・趙玉崑の出資者三名のみが挙げられている。その理由は不明であるが、この三名が発案し、曹為政と劉德泰を仲間に入れていったという経緯かもしれない。

【参考文献】

- 寺田浩明「北京文書」（濱下武志他編『東洋文化研究所所蔵 中国土地文書目録・解説』下、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文獻センター、一九八六年所収）
- 根岸佳『商事に関する慣行調査報告書——合股の研究——』（東亜研究所、一九四三年）
- 今堀誠二『中国封建社会の構成』（勤草書房、一九九一年）
- 劉小萌主編『北京商業契書集 清代—民国』全二冊（北京、国家図書館出版社、二〇一一年）
- Madeleine Zelin, *The Merchants of Zigong: Industrial Entrepreneurship in Early Modern China* (New York, Columbia University Press, 2005)

